



平成 23 年 5 月 11 日

各 位

会社名 ダイセル化学工業株式会社
代表者名 取締役社長 札幌 操
（コード番号 4202 東証・大証 市場第一部）
問合せ先 事業支援センター
 I R 広報グループリーダー
 畑 理史
TEL (03)6711-8121

当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の 一部改定および継続に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 6 月 26 日開催の第 142 回定時株主総会において、当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）（以下、「本対応方針」といいます。）を議案としてお諮りし、株主の皆様にご承認いただきました。本対応方針は、平成 23 年 6 月 28 日開催予定の第 145 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時をもって有効期間が満了となります。これにともない、本日開催の当社取締役会において、当社の企業価値および株主様共同の利益を守ることを目的として本対応方針の一部を改定（以下、「本改定」といいます。）した上、その継続に関する株主の皆様のご意思を確認させていただくために本定時株主総会において議案としてお諮りし承認されることを条件として、本対応方針を継続することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

本改定および継続につきましては、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、社外監査役を含む当社監査役全員の賛同を得ております。

本改定の主な内容は次のとおりです。

- ・対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただく場合、従来は、取締役会評価期間を延長するとともにこの期間中に株主の皆様のご意思の確認を実施することとしておりましたが、取締役会評価期間の延長を廃止し、取締役会評価期間と株主の皆様のご意思を確認させていただくために必要な期間とを明確に分けることといたしました。
- ・独立委員会委員について、取締役会で選任するとともに、その氏名および略歴を公表することといたしました。

なお、当社は本日現在、大規模買付行為にかかる提案等を一切受けておりません。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社グループの存在理由である「企業目的：社会の求める機能を形に変えて、人々の生活の豊かさ向上に役立ちます。」とグループ構成員が共有する価値観である「ダイセルスピリッツ：① 誠実さと地道な努力の積み重ね ② モノづくりへのこだわり ③ 存在感と達成感の尊重」からなる「ダイセル化学グループ基本理念」を掲げております。

当社は、この基本理念のもと、企業価値を向上させる経営を行うためには、現有事業や

将来事業化が期待される企画開発案件等に関する専門知識、経験、ノウハウ、および国内外の顧客、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係を維持、発展させていくことが不可欠であると考えます。

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主および投資家の皆様の自由な判断に委ねるべきものと考えており、特定の者による大規模な株式買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。しかしながら、大規模な株式買付行為の中には、その目的等から見て対象会社の企業価値または株主様共同の利益（以下、「株主共同の利益」といいます。）を明白に侵害するもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が大規模な株式買付行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、大規模な株式買付の対象となる会社の企業価値または株主共同の利益に資さないものもあります。

当社は、当社の企業価値または株主共同の利益を毀損するおそれのある上記のような大規模な株式買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えます。

2. 基本方針の実現に資する取組み

(1) 当社の企業価値の源泉について

当社グループは、セルロース化学、有機合成化学、高分子化学、火薬工学をコア技術に、パルプなどの天然素材を原料とする酢酸セルロース、たばこフィルター用トウなどのセルロース誘導品、幅広い分野で原料として使用されている酢酸と酢酸誘導体を中心とする有機化学品、過酢酸誘導体などを電子材料分野やコーティング用途などに展開している有機機能品、安全な医薬品開発に貢献している光学異性体分離カラム、自動車部品や電子デバイス向けのポリアセタール樹脂などのエンジニアリングプラスチックや樹脂コンパウンド製品などの合成樹脂製品および自動車エアバッグ用インフレーターや航空機搭乗員緊急脱出装置、ロケットモーター推進薬等の防衛関連製品などの火工品等を製造・販売し、グループとして特徴ある事業展開を行っております。また、当社が構築した生産革新手法については、国内他企業への普及にも努め、わが国の装置型産業の競争力向上に貢献しております。

当社は、当社の企業価値が、セルロイド事業を原点に発展・拡大してきた特徴ある技術・製品・サービスがシナジーを発揮し、コア事業の拡大、事業基盤の強化、新技術の開発さらには新規事業の創出がなされること等によって生み出されているものと考えております。

(2) 当社の企業価値向上のための取組み

当社は、平成 22 年 4 月、今後 10 年間で当社グループが目指す姿を示したダイセル化学グループ長期ビジョン『Grand Vision 2020』を策定いたしました。この『Grand Vision 2020』において、当社グループは、これまでに培ってきた「パートナーとの強固な信頼の絆」「ユニークで多彩な技術」「先進の生産方式」を発展・融合して世界に誇れる「モノづくりの仕組み」を構築し、社会や顧客のニーズを的確にとらえ、最良の解決策を創造・

提供することで、株主、顧客、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーにとって魅力のある、「世界に誇れる『ベストソリューション』実現企業になる」ことを目指しております。

この長期ビジョンを実現するためのマイルストーンとして、当社グループは、『Grand Vision 2020』期間中に3回の中期計画を策定・遂行してまいります。これら3回の中期計画期間を、「Design the Future」（設計・挑戦）、「Develop New Values」（展開・飛躍）、「Deliver the Best Solution」（実現・提供）の3段階で考え、『3D Step-up Plan』として各中期計画を「3D－Ⅰ」、「3D－Ⅱ」、「3D－Ⅲ」と名づけております。

平成23年度から平成25年度までの3年間の中期計画「3D－Ⅰ」では、最終年度の業績目標として売上高4,200億円、営業利益450億円を掲げるとともに、新規事業の創出を加速してまいります。これらの目標を達成するために、当社グループは、

- ・ 新規事業の創出
- ・ コア事業のさらなる強化
- ・ コスト競争力の強化
- ・ グローバルでの事業展開の拡大・強化
- ・ ビジネスパートナーとの連携強化
- ・ 戦略的M&Aの活用
- ・ 基盤の強化

を基本戦略として取り組んでおります。

また、「3D－Ⅰ」では、株主の皆様からお預かりした資金をいかに効率的に使っているかを示すROE（自己資本利益率）を重視する経営指標とし、将来10%を目指してまいります。

なお、株主還元につきましては、安定的・継続的な配当を基本としながら、各事業年度の連結業績も考慮した配当を実施します。また、自己株式の取得についても、配当を補完する還元策として機動的に行ってまいります。これらにより「3D－Ⅰ」期間中に株主還元性向（配当額と自己の株式の取得額を合算した金額の連結当期純利益に対する比率）30%を目標として設定しております。

当社は、これらの経営計画を達成していくことが、当社の企業価値の一層の向上に繋がるものと確信しております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

（1）本対応方針の目的および必要性

当社は、当社株式に対する大規模な株式買付行為が突然開始された場合、大規模な株式買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど大規模な株式買付者による大規模な株式買付行為に応じるか否かを株主の皆様が適切に判断するためには、大規模な株式買付者から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、上記2.－（1）のような当社の経営の特質を考慮すると、大規模な株式買付行為が当社に与える影響や、当社の経営に参画した場合に予定している経営方針や事業計画の内容等（当

社の顧客、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーとの関係についての方針を含みます。)は、その継続保有を検討する上で重要な判断材料であると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模な株式買付行為に際しては、当社株主の皆様
の判断のために必要かつ十分な大規模な株式買付行為に関する情報が大規模な株式買付
者から事前に提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かか
る情報が提供された後、外部専門家等の助言を受けながらこの大規模な株式買付行為の
評価検討を速やかに行い、意見を慎重にとりまとめた上、適切な時期に公表いたします。
さらに、必要と認めれば、大規模な株式買付者の提案の改善についての交渉や当社株主
の皆様に対する当社取締役会としての代替案の提示も行います。かかるプロセスを経る
ことにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模な株式買
付者の提案（および当社取締役会から代替案が提示された場合にはその代替案）を検討
することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を得ていただけるものと思
えます。

以上の見解に基づき、当社取締役会は、大規模な株式買付行為が一定の合理的なルール
に従って行われることが、当社株主共同の利益に合致すると考え、本対応方針において、
事前の情報提供に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設
定することといたしました。

（２）大規模買付ルールの内容

①概要

特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を２０％以上とすることを目的とし
た当社株券等（注３）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合
が２０％以上となるような当社株券等の買付行為（いずれについても当社取締役会が
事前に同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如
何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模
買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に際し、大規模買付者が事前に
当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が
当該大規模買付行為について評価検討等を行うための期間（以下、「取締役会評価期
間」といいます。）を設けます。

また、大規模買付行為に対して対抗措置を発動するか否かを判断するにあたって
は、株主の皆様のご意思（以下、「株主意思」といいます。）を尊重するため、大規
模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合および当該大規模買付行為が当社の
企業価値または株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合を除き、取締役会
評価期間後に、株主意思確認総会（後述）またはこれに類する手続きによる株主意
思の確認を行い、当社取締役会は、その結果に従って対抗措置を発動するか否かを
決定することといたします。

大規模買付者には、取締役会評価期間が終了した後、または株主意思の確認を行
う場合にはその後に、大規模買付行為を開始していただきます。

②具体的ルール

（い）大規模買付者による情報提供

まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様
の判断および

当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「本情報」といいます。）を書面で提供していただきます。その一般的な項目は以下のとおりです。

- a.大規模買付者の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- b.大規模買付行為の目的および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- c.公開買付けの場合は買付価格の算出根拠
- d.買付資金の裏づけ（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- e.大規模買付行為後に意図する当社への関与のあり方（当社株主、当社取締役会等が適切に評価し得る程度の具体性をもったものとし、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等の他、当社および当社グループの顧客、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容を含みます。）

本情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なることもありますので、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）および提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととし、当社代表取締役は、かかる意向表明書受領後 10 営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本情報のリストを当該大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本情報が揃うまで追加的に書面による情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

（ii）当社取締役会による評価検討

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し書面によって本情報の提供を完了した後に、当社株主の皆様への情報提供等を目的とした取締役会による評価、分析、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間である取締役会評価期間として、60 日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または 90 日間（その他の大規模買付行為の場合）をいただくものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家等の助言を受けながら、提供された本情報を十分に評価・分析します。

当社取締役会は、大規模買付ルールを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は 3 名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務

執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役および社外有識者から選任するものとします。なお、当社取締役会において選任した独立委員会委員 3 名の氏名およびその略歴は別紙 1 のとおりです。取締役会評価期間中、当社取締役会は、本情報および本情報の取締役会による評価・分析結果を独立委員会に提供します。独立委員会は、取締役会による評価・分析結果や外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等をみずから入手・検討して、① 大規模買付ルールが遵守されているか否か ② 対抗措置を発動するか否か ③ その他当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要な事項 につき判断し、取締役会に勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(3) 大規模買付行為がなされた場合の対応

①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。対抗措置を発動するか否かを判断するにあたっては、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重します。この場合であって独立委員会が株主意思の確認を勧告した場合には、当該勧告を最大限尊重し、取締役会評価期間後、対抗措置の発動前または発動後に株主意思の確認を行うことがあります。

対抗措置として具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択します。具体的対抗措置として株主の皆様への無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙 2 に記載しておりますが、実際に新株予約権を発行する場合には、その時点における状況等を勘案し、行使期間や行使条件等を定めることとします。

②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社は、当該大規模買付者による大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて、取締役会評価期間後、書面投票または株主総会に準じて開催する総会（株主意思確認総会）の開催などにより株主意思を確認します。この株主意思の確認後、当社取締役会は、株主様の判断に従って、当該大規模買付行為に対して対抗措置を発動するか否かを決定します。ただし、当社取締役会は、大規模買付者の買付提案に応じるか否かを株主様個々のご判断に委ねるのが相当と判断する場合には、株主意思の確認を行わないことができるものとします。この場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案に対する反対意見の表明、代替案の提示、当社株主の皆様への説得等を行うに留め、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

大規模買付行為に対して対抗措置を発動するか否か、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が、① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合、② 当社の経営を一時的に支配し、当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなどの目的があると判断される場合、③ 当社の経営を支配した後、当社または当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合、④ 当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合、⑤ 最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等を行うなど、当社株主の皆様は当社株式の売却を事実上強要するおそれのある買付行為である場合等であって、結果として当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合においては、独立委員会は、当社取締役会に対し、当該大規模買付行為に対する対抗措置発動を勧告することができるものとします。当社取締役会は、独立委員会の当該勧告を最大限尊重し、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、株主意思の確認を行わずに、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することがあります。

③対抗措置発動の停止等について

大規模買付行為に対して、当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを決定した後、状況の変化や当該大規模買付行為の内容に明らかな変更が見られた場合等、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。なお、これらの判断に際し、当社取締役会は独立委員会への諮問や外部専門家への意見聴取を行うことができるものとします。

逆に、大規模買付行為に対して、当社取締役会が対抗措置の発動をしないことを決定した後、明確かつ具体的な根拠をもって当該大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうと判断される状況となった場合には、当社取締役会は独立委員会に対し改めて当該大規模買付行為にかかる勧告を求めることができるものとします。当社取締役会は、独立委員会の再勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、必要に応じて株主意思を確認し、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することがあります。

(4) 株主・投資家に与える影響

①大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に対して対抗措置を発動

するか否か、大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、必要に応じて当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保证することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、適切な判断をしていただくことが可能となります。

従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記（３）において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向およびそれに対する当社の対応にご注意ください。

②対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会は、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所の規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続きに関し、新株予約権の行使により新株を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きを含む諸条件の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせします。なお、この新株予約権を取得した株主の皆様においても、その権利を行使しなかった場合は、結果的に希釈化の不利益を受けることがあります。

また、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、新株予約権の無償割当てを中止し、または無償割当てされた新株予約権を無償取得する場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

（５）本対応方針の有効期間等

本対応方針の有効期間は、平成 26 年 6 月開催予定の第 148 期事業年度にかかる当社定時株主総会終結の時までといたします。

なお、本対応方針の有効期間中であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、本対応方針は当該決議に従い廃止されるものとします。また、当社取締役会は、当社の企業価値の向上および当社株主共同の利益を守ることを目的として、法令の改正や司法判断の動向等を踏まえ、今後必要に応じて本対応方針を変更もしくは廃止し、または新たな対応策等を導入することがあります。その場合には、その内容を速やかにお知らせいたします（注 4）。

4. 本対応方針の合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）をいずれも充足しています。また、企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論等を踏まえております。

(2) 当社の企業価値および株主共同の利益を守る目的をもって導入等されていること

本対応方針は、基本方針に基づき、当社株券等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が適切に判断し、または当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、ならびに株主の皆様のために大規模買付者と交渉等を行うこと等を可能にすることにより、当社の企業価値および株主共同の利益を守る目的をもって導入等されているものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として継続されることとしております。また、当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合および大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合を除き、対抗措置を発動するか否かについて、株主意思の確認を行うこととしております。

さらに、本対応方針は、有効期間の満了の前であっても、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されることとなり、株主の皆様の意思が反映されるものとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、業務を執行する経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者のいずれかに該当する委員 3 名以上で構成される独立委員会を設置することとしております。独立委員会は、大規模買付ルールが遵守されているか否か、対抗措置を発動するか否か、その他当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要な事項につき判断し、取締役会に勧告することとしており、当社取締役会は、その勧告を最大限尊重して会社法上の機関として決議を行います。

(5) 合理的な客観的発動要件を設定していること

本対応方針においては、大規模買付行為に対する対抗措置は合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定しており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見を取得できること

独立委員会は、当社の費用で、第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言をみずから得ることができることとしており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みと

なっております。

(7) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であり、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は1年であることから、本対応方針は、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注 1) 特定株主グループとは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）または、(ii) 当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

(注 2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、同項に規定する当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も計算上考慮されるものとします。）または(ii) 特定株主グループが当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権数（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注 3) 株券等とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項または同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等を意味します。

(注 4) 本対応方針で引用している法令の規定は、平成 23 年 5 月 11 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の改正（法令名の変更や旧法令を承継する新法令の制定を含みます。）があり、それらが施行された場合

には、本対応方針において引用している法令の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令の各条項を実質的に承継する法令の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

以 上

別紙 1 （独立委員会委員の氏名および略歴）

三浦 勇一（みうら ゆういち）

【略歴】

昭和 1 2 年 1 1 月 2 3 日生

平成 9 年 6 月 株式会社トクヤマ代表取締役社長

平成 1 4 年 4 月 同社取締役会長

平成 1 6 年 4 月 同社取締役相談役

平成 1 6 年 6 月 同社相談役（現任）

平成 1 8 年 6 月 当社取締役（現任）

三浦勇一氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。また、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所および株式会社大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として、それぞれの取引所に対して届出を行っております。

なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

森口 悦克（もりぐち よしかつ）

【略歴】

昭和 1 1 年 9 月 2 6 日生

昭和 4 4 年 3 月 弁護士登録（大阪弁護士会、現職）

平成 8 年 1 月 森口法律事務所開設

平成 1 3 年 6 月 当社監査役（現任）

森口悦克氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。また、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所および株式会社大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として、それぞれの取引所に対して届出を行っております。

なお、同氏と当社との間には顧問契約はなく、特別の利害関係はありません。

高野 利雄（たかの としお）

【略歴】

昭和 1 8 年 4 月 1 8 日生

昭和 4 3 年 4 月 札幌地検検事

平成 7 年 7 月 甲府地検検事正

平成 1 2 年 1 1 月 東京地検検事正

平成 1 3 年 1 1 月 仙台高検検事長

平成 1 6 年 1 月 名古屋高検検事長

平成 1 7 年 4 月 弁護士登録（第一東京弁護士会、現職）

平成 1 8 年 2 月 高野法律事務所開設

平成 2 3 年 6 月 当社補欠監査役選任予定

高野利雄氏と当社との間には顧問契約はなく、特別の利害関係はありません。

別紙 2

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株を上限として当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）ではないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

6. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記5.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以 上

ご参考

大株主の状況（平成 23 年 3 月 31 日現在）

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口）	26,693	7.31
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	19,259	5.27
日本生命保険（相）	18,813	5.15
富士フイルム(株)	17,271	4.73
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口9）	17,161	4.70
トヨタ自動車(株)	15,000	4.11
三井住友海上火災保険(株)	9,003	2.46
三井物産(株)	7,560	2.07
(株)三井住友銀行	7,096	1.94
(株)三菱東京UFJ銀行	6,503	1.78
計	144,360	39.55

- （注） 1．所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
- 2．発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数第 3 位以下を切り捨てて表示しております。
- 3．上記のほか、当社は 9,185 千株（発行済株式総数に対する割合 2.51%）の自己株式を保有しております。

以 上